

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	事業開始年度	平成17年度	作成責任者		
担当部局庁	老健局	担当課室	高齢者支援課	高齢者支援課長 水津 重三		
会計区分	一般会計	上位政策	介護保険制度運営推進費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条	関係する計画、通知等	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について(平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	地域における創意工夫を生かしつつ、地域において介護給付等 対象サービス等を提供する施設及び設備の計画的な整備等を促進する措置を講じ、もって老人をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図り、あわせて国民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別添資料参照					
実施状況	本交付金は、各市町村が策定する整備計画を対象として交付するものであり、平成21年度において各市町村から提出のあった計画数当については、次のとおり。 平成21年度申請数 市町村数:964自治体、計画数:1,315計画、計画額:233億円					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	28,482	32,276	34,979	26,300	17,000
	執行額	14,404	15,461	25,640		
	執行率	50.6%	47.9%	73.3%		
	総事業費(執行ベース)	14,404	15,461	25,640		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	毎年度、決算において、各市町村における計画に係る執行状況について、確認している。支出した国庫金の用途についても、各市町村より実績報告書を提出させ、交付金による整備量等を確認している。 また、平成21年度については、(項)介護保険制度運営推進費(目)介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により各都道府県に設置された基金からの補助を受けた施設等と併せ、その整備量を確認している。				
	見直しの余地	介護基盤整備を促進するために必要な交付金であり、各市町村の要望に応じているところであるが、毎年度、不用額が生じているところ。 市町村に対する本交付金の周知、並びに採択事例の紹介等により、各市町村からの申請数の増加を図る。				
予算・監視の効率化	一部改善(執行状況を予算要求に反映) ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について、執行状況を勘案し、予算と執行の乖離要因等を精査し予算を縮減すべき。					
補記						

厚生労働本省  
25,640百万円  
※うち本省繰越額  
4,600百万円

A.地方厚生(支)局  
8団体  
21,040百万円  
[市町村への交付]

- ・関東信越厚生局 5,930百万円
- ・九州厚生局 3,143百万円
- ・近畿厚生局 2,447百万円
- ・北海道厚生局 2,315百万円
- ・東北厚生局 2,256百万円
- ・東海北陸厚生局 1,909百万円
- ・四国厚生支局 1,635百万円
- ・中国四国厚生局 1,404百万円

- B.市町村  
計230団体  
5,930百万円  
[事業者等への補助]
- 上位10団体(関東信越厚生局の例)
- ・神奈川県横浜市 576百万円
  - ・長野県飯島町 548百万円
  - ・東京都板橋区 221百万円
  - ・埼玉県狭山市 196百万円
  - ・長野県宮田村 187百万円
  - ・長野県中川村 145百万円
  - ・長野県辰野町 130百万円
  - ・長野県伊那市 123百万円
  - ・長野県駒ヶ根市 113百万円
  - ・埼玉県川口市 112百万円

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.関東信越厚生局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	スプリンクラー整備事業	3,700			
交付金	その他の施設整備事業	2,230			
計		5,930	計		0
B.神奈川県横浜市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	スプリンクラー整備事業	516			
補助金	その他の施設整備事業	60			
計		576	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

# 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

平成22年度予算

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 263億円

地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金) 20億円

## 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(先進的事業整備計画分)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① **市区町村全域を単位として**、②毎年度、③市町村が関与して実施する既存の広域利用型特別養護老人ホームの改修等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「**先進的事業等整備計画**」を策定することができる。

### 【交付対象事業】

- **都市型軽費老人ホーム整備事業**：要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型軽費老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **施設内保育施設整備事業**：介護関連施設等において施設内保育施設を整備するために交付金を交付。
- **既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業**：消防法改正に伴い、既存の小規模福祉施設のスプリンクラー整備を支援するために交付金を交付(23年度まで)。【対象施設】既存の小規模特養及び老健、認知症GH
- **既存の特別養護老人ホームのユニット化改修事業等**：既存の特養をユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設を改修により老健、特養(併設ショートステイ用居室を含む)及び認知症GHへ転換する際に、ユニット化することを支援するために交付金を交付。  
※ただし、他の整備計画により交付金が交付されるものについては重複して交付しない。
- **緊急ショートステイ整備事業**：虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- **市町村提案型事業**：市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。

### 算定方法

先進的事業整備計画記載の事業について、右の区分ごとの交付基準単価に基づいて算定した額を交付。

事業区分	単位	配分基礎単価
都市型軽費老人ホーム整備事業	整備床数	1,500千円
施設内保育施設整備事業	施設数	10,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額
既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業		
.....275㎡～1,000㎡未満の場合、.....	1㎡	9千円
1,000㎡以上の平屋の場合		17千円
特別養護老人ホームのユニット化改修事業等		
.....「個室→ユニット化」改修、.....	整備床数	500千円
.....「多居室→ユニット化」改修	整備床数	1,000千円
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額

## 地域介護・福祉空間整備推進交付金

地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる事業に必要な設備の整備又は事業運営に要する経費

- ・ 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

事業区分	配分基礎単価
● 夜間対応型訪問介護の事業のために必要な事業	30,000千円
● 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000千円
● 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	3,000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	3,000千円

## 交付金の交付の流れ

市町村

- ① 市町村整備計画を策定
  - ・ 日常生活圏域を単位として、事業の面的な配置構想を基に「面的整備計画」を策定
  - ・ 市区町村全域を単位として、既存特養のユニット化改修等に係る「先進的事業等整備計画」を策定



- ② 計画を国に提出(都道府県を経由)

国

- ③ 次の採択指標をもとに評価を行い、予算の範囲内で評価の高い順に計画を採択。

客観的指標

……高齢者の将来増加率、圏域における施設整備の状況 等

政策的指標

……既存の社会資源を活用しているか、元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであるか 等



市町村

- ④ 配分基礎単価により、交付金を算定の上、各市町村へ交付。  
(注) 交付に当たって、市区町村の制度的負担は求めない。